

## 「岸和田市土砂埋立ての等の規制に関する条例」について

### 1. 条例の概要

災害の防止、生活環境の保全のため、一定規模以上の土砂の埋立て、盛土、一時堆積に對して、許可制度を設け、土砂の崩落、飛散、流出による災害の発生が生じないよう形状や構造上の基準、事業者や土地所有者の責務などを定めたものです。

	市条例
目的	災害の防止、生活環境の保全
定義	土砂：土・砂・礫及びその混合物 埋立て等：埋立て、盛土、一時たい積 (コンクリートガラ等建設産廃を除く。)
責務	行政（災害防止、生活環境保全のための施策推進） 埋立て等する者（災害防止措置、周辺住民への配慮など） 土砂発生者（土砂の発生抑制、有効利用促進、適正処理） 土砂運搬者（粉じん飛散防止、騒音振動の低減） 土地所有者（土地の適正管理）
規模	500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満、かつ高さ1m以上 ※3,000m <sup>2</sup> 以上の土砂の埋立て等については、大阪府条例で規制がかかる。
手続き	土砂埋立て等の許可 ・市との事前協議 ・住民説明会の開催 ・町会との協定の締結(努力義務) ・土地所有者の同意
義務	構造基準への適合 土砂の発生場所の確認、報告 土砂の汚染のおそれのないことの確認、報告 土砂搬入量の報告、管理台帳の作成 標識、境界標の設置
罰則	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

→平成29年2月13日に岸和田市環境審議会で諮詢・答申

## 2. 詰問答申後から条例施行までのスケジュール

日程	内容
平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 29 年 7 月 3 日	条例の制定に対する市民の意見を募集 →意見の提出なし
平成 29 年 12 月 27 日	条例公布
平成 30 年 4 月 1 日	条例施行

## 3. 条例説明会

条例施行前に、条例の概要や規制内容を周知するため、土砂埋立て等行為に関する事業者や土地所有者に向けて、説明会を開催します。

日程	時間	場所
平成 30 年 3 月 14 日	14 時～15 時	山直市民センター 2 階第 1 会議室
平成 30 年 3 月 15 日	14 時～15 時	岸和田市職員会館 2 階大会議室
平成 30 年 3 月 16 日	14 時～15 時	八木市民センター 2 階会議室 1

## 4. その他

岸和田市環境課では、円滑な条例の施行のため、平成 30 年 3 月中旬より順次パトロールを実施します。